男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会(第39回) 佐賀県DV総合対策センター所長 原田恵理子

配偶者暴力防止法の施行状況に関する現状と課題について

- 1 平成 16 年 4 月 佐賀県 D V 総合対策センターの設置
 - (1)目的
 - ・機関・団体の総合調整

資料1:佐賀県DV総合対策センター設置要綱

・DV対策の検討・決定

資料 2: 佐賀県 D V 総合対策会議設置要綱

・佐賀県DV総合対策センターと佐賀県DV総合対策会議は「車の両輪」

(2)業務 資料3:DV総合対策センターちらし

・特長~~被害者の経験の尊重 民間被害者支援団体のサポート(県民協働)

(3)効果 資料4:相談件数

・平成 16 年度:関係機関の役割分担の明確化

・平成 17 年度:佐賀県 DV 被害者支援基本計画の策定

- ・平成 18 年度~
- 2 この3年間のとりくみ
 - (1)総合調整

関係機関・団体間の連携

- * 佐賀県 DV 総合対策会議
- * 市町連携会議
- * 配偶者暴力相談支援センター会議
- * 裁判所との連携会議(保護命令、家庭裁判所)
- * DV 被害者支援に関わる民間団体の相互交流

コンサルテーション(個別ケースの調整)

「DV 被害者の安全確保ガイドライン」の策定 資料 5:DV 被害者の安全確保ガイドライン

- (2)民間団体との協働
 - ・DV 被害者自立支援基金~~国際ソロプチミスト佐賀
 - ・ワーキングサポートセンター 黄色いりぼん
 - ・県民劇団 さくら草

- (3) 啓発(県民全体、関係機関等)
 - ・マスコミ
 - ・ホームページ

(4)研修

- ・実務担当者研修
- ・医療関係者 DV 研修 (佐賀県医師会、歯科医師会、看護協会との連携)

(5)調査研究

- ・平成16年度 「配偶者等からの暴力に関する事例調査」
- ・平成 17 年度 「夫から妻へ いつくしみ度・愛情度に関するヒアリング調査」 「医療機関 DV 等調査」
- ・平成 18 年度 起業等、女性の就労支援に関する調査

3 今後の課題

- (1)佐賀県内の連携
- (2) 広域連携

佐賀県DV総合対策センター設置要綱

(目的)

第1条 女性に対する暴力の被害者を支援する関係機関・団体が連携を強化し、被害者支援を円滑に行うとともに、中・長期的課題についての検討を加え、それぞれの機関・団体が行う事業を総合調整することにより、女性に対する暴力の被害者への支援体制の強化及び女性に対する暴力の根絶を図るため、「佐賀県DV総合対策センター」(以下「DVセンター」という。)を設置する。

(事業)

- 第2条 DVセンターは次に掲げる事業を実施する。
- (1) 佐賀県DV総合対策会議の運営に関すること。
- (2)関係機関・団体の総合調整及び情報の収集・提供に関すること。
- (3) 啓発、研修に関すること。
- (4)調査研究に関すること。
- (5)民間グループの育成、支援に関すること。
- (6)その他女性に対する暴力被害者の支援及び根絶に関すること。

(管理運営)

第3条 DVセンターを佐賀県立女性センターに置き、財団法人佐賀県女性と生涯学習 財団に管理運営を委託する。

(職員)

- 第4条 DVセンターには、所長1名及び事業実施に必要な職員を置く。
- 2 DVセンターの職員の給与、服務に関しては、財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 の就業規程その他の規程に準ずるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、DVセンターの運営に関し必要な事項は、別に 定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀県DV総合対策会議設置要綱

(目的)

第1条 佐賀県DV総合対策センターの設置目的を達成するため、佐賀県における女性に対する暴力の被害者への支援体制の強化及び女性に対する暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定する「佐賀県DV総合対策会議」(以下「対策会議」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 対策会議は、別表に掲げる委員で構成する。
- 2 対策会議に、会長を置く。
- 3 会長は、佐賀県の男女共同参画施策を所掌する本部の副本部長をもって充てる。

(会長)

- 第3条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。
- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第5条 会長は、特定の事項を調査研究させるため、対策会議の承認を得て、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員の中から会長が指名する者のほか、必要に応じ会長が委嘱する者 をもって組織する。

(事務局)

第6条 対策会議の庶務は、佐賀県DV総合対策センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

佐賀県くらし環境本部副本部長

佐賀県医師会代表

佐賀県弁護士会代表

特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS代表

佐賀市教育委員会こども課長

佐賀県健康福祉本部地域福祉課長

佐賀県健康福祉本部母子保健福祉課長

佐賀県健康福祉本部婦人相談所長

佐賀県教育庁学校教育課長

佐賀県警察本部警務課長

佐賀県警察本部生活安全企画課長

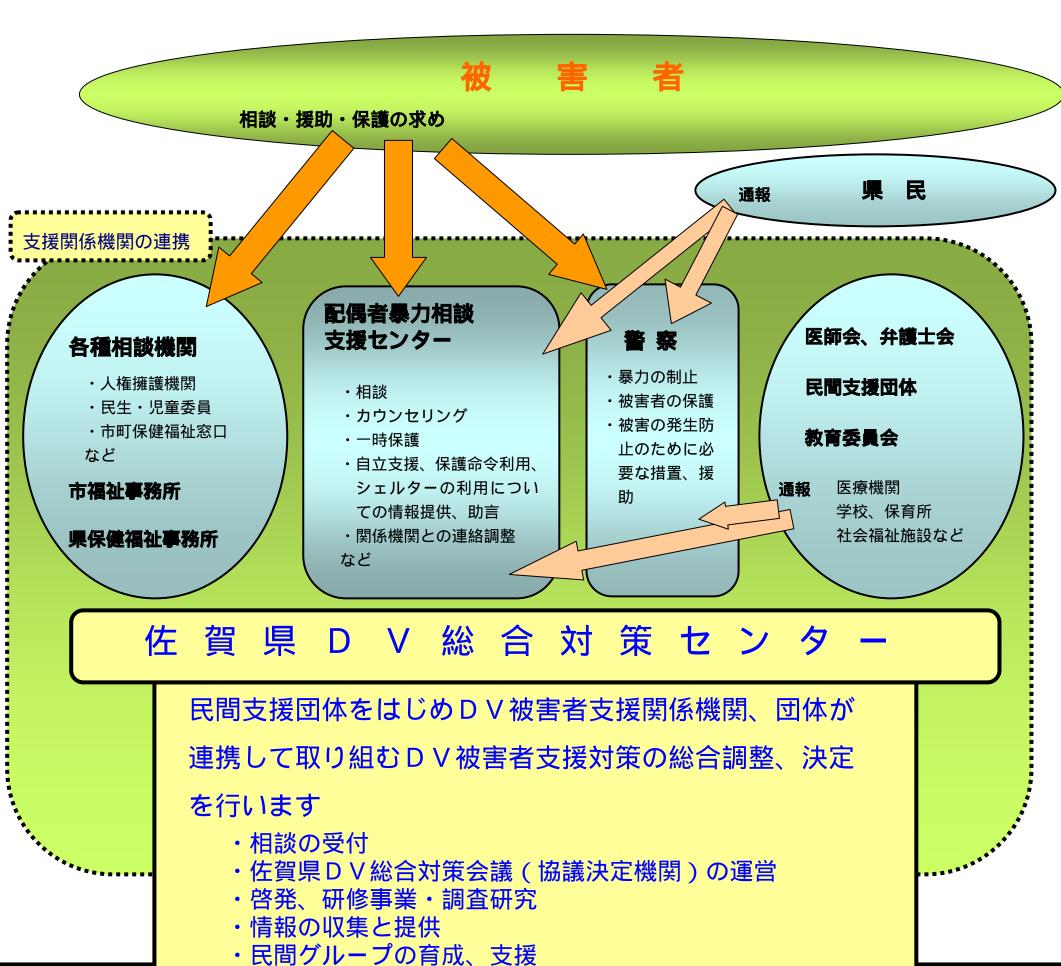
佐賀県くらし環境本部男女共同参画課長

佐賀県立女性センター副館長

佐賀県DV総合対策センター所長

佐賀県DV総合対策センター

佐賀県では、女性に対する暴力の根絶を目指し、DV被害者支援に関する機関や民間団体、弁護士会、医師会などとの連携を強化し、被害者支援を円滑に行うことを目的に、平成16年4月に「佐賀県DV総合対策センター」を設置しました。これは全国でも初めての取り組みです。



関係機関・団体の強力な連携により DV被害者の安全・安心な生活を守ります

佐賀県DV総合対策センター

佐賀県では、DVの根絶とDV被害者の支援の充実を目指し、 佐賀県立女性センター「アバンセ」内に「佐賀県DV総合対策センター」 を設置しています。

DVとは・・

英語の「Domestic Violence」の略。 夫や恋人など親密な間柄にある男女 (パートナー)間において、 主に男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力のことです。

DVは、女性の人権を踏みにじる決して許されない犯罪行為です。

DVについての相談をお受けします。 1人で悩まず、まず、ご相談ください。

受付時間

火曜日から土曜日 9:00~21:00

日曜日・祝日 9:00~16:30

16:00以降の面談による相談は、事前の予約が必要です。

休館日 月曜 (祝日にあたる場合は、その翌日)、年末年始(12/29~1/3)

相談専用電話

0952-26-0018

身近な人がDV被害を受けているのではないかと感じたら・・・

専門の相談機関(0952-26-0018)をご紹介してください。 あなたのひとことが、彼女を支えます。

佐賀県DV総合対策センター

佐賀市天神3-2-11 佐賀県立女性センター「アバンセ」内0952-28-1492

センターでは、関係機関、団体の連携のもと、次の業務を行っています。

相談の受付・・・・・・・・・・相談員がDVについての相談に応じます。

「佐賀県DV総合対策会議」の運営・民間グループをはじめ、DV被害者支援に関する機関団体が

連携して取組む県のDV対策の総合調整・決定を行います。

相談員の研修を行いレベルアップを図ります。

調査研究事業・・・・・・・・・・・・・DVの根絶を目指し、中長期的な課題について調査、研究を

行います。

民間グループの育成、支援事業・・・・DVの被害者支援に欠かせない民間グループの育成支援や

活動の支援を行います。

	1 . 相談件数	H13.10月 DV防止法施行	配係	4.4月 男者暴力相談支援セン・に指定		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ķ	婦人相談所	1,162	1,055	998	3,054	3,800
1	相談体制	婦人相談員2名			-	婦人相談員3名(1名増)
	うちDV被害者	175	139	79	191	180
	DV割合	15%	13%	8%	6%	5%
3	女性センター	1,441	1,462	1,831	4,092	4,231
1	相談体制	相談員2名		相談員3名(1名増)	相談員5名(2名増)	相談員6名(1名増)
	うちDV被害者	94	156	297	952	1,122
	DV割合	7%	11%	16%	23%	27%
£	計	2,603	2,517	2,829	7,146	8,031
	うちDV被害者	269	295	376	1,143	1,302
	D V割合	10%	12%	13%	16%	16%

[「]婦人相談所」には一時保護所での相談を含む

DVの割合が年々増加

2.一時保護件数

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
延べ件数		409	503	482	1,264	1,198
	うちDV被害者	167	379	165	751	806
	D V割合	41%	75%	34%	59%	67%
一時保護実人数		49	50	49	89	82
	うちDV被害者	19	34	16	48	46
	DV割合	39%	68%	33%	54%	56%

一時保護延べ件数は、一時保護した人数に一時保護した日数を乗じた数

[「]うちDV被害者」には、DVに関する相談のうち、被害者本人からの相談延べ件数